

第4 扶養義務の取扱い

第4章 扶養義務の取扱い

この章で扱う事項

扶養義務について

- ・ 扶養義務の取扱い . . . 問4-1
- ・ 扶養の期待可能性 . . . 問4-4、5

扶養能力調査について

- ・ 扶養義務調査について . . . 問4-2
- ・ 扶養義務者の把握 . . . 問4-3
- ・ 扶養照会又は関係機関等による扶養能力の調査 . . . 問4-6

キーワード

【生活保護と扶養義務】

生活保護（公的扶助：公費による救済のための無拋出の経済給付制度）と扶養義務（私的扶養：扶養義務者間における相互の生計援助）の関係は、後者が前者に先立つものである。しかしながら、現行の生活保護法では、扶養義務を受けることができる条件を有する者には生活保護を受ける資格を与えないとするのではなく、現実に扶養義務が履行される可能性があるときにのみ、扶養請求権の行使を受給要件としてとらえている。

扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われるべきことは、法第4条第2項に規定されており、「扶養援助」「他法他施策活用」は常に検討されなければならない。ただ、これらは「利用し得る」権利としての扶養請求権や他法他施策の扶助請求権を行使すべきことを前提としているものであり、法令に規定された各種の手当や給付金等と異なって私的扶養の援助の範囲及び程度については、国民生活や国民意識の変化に即して判断していくものとならざるを得ない。

したがって、保護の適用にあたっては、現実を得ることのできる「扶養援助」の程度を勘案しながら、必要な公的扶助を行うことになる。

【生活保持義務関係と生活扶助義務関係】

夫婦及び未成熟の子に対する親はそれぞれ民法上、生活保持義務を負うものとしての関係があると解釈される（民法第752条、第877条1項）ことから、生活保護法上、より強い扶養義務の履行が求められる。したがって、生活保持義務関係においては、扶養義務者の扶養程度は、当該扶養義務者の最低生活費を超える部分（世帯分離した場合には、生活扶助義務関係と同程度）が、扶養援助されるべきものとしてとらえられる。

直系血族及び兄弟姉妹、三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情ありと認める者については、①現に扶養を実行している者、②過去に当該要保護者から扶養を受けたことがある場合等扶養の履行を期待できる特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者、については生活保護制度適用にあたっての調整が図られるべき扶養援助を行う対象者として考えられる。したがって、生活扶助義務関係においては、社会通念上、その援助を行う扶養義務者にふさわしいと認められる程度の生活（通常、最低生活費よりも高い水準として理解される）を損なわない限度において、可能な範囲で扶養援助がなされるべきものであるとされている。

(問 4 - 1) **扶養義務の取扱い**

扶養についての基本的な考え方を示されたい。

法第 4 条（保護の補足性）第 2 項において民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行なわれるものとされている。扶養は第 4 条第 1 項とは異なり、保護の前提となる要件ではない。

さらに民法上、扶養の履行は当事者間の協議を前提とし、協議が整わないときに家庭裁判所が定めることとされている。このことから、生活保護の実施要領上も扶養の履行は努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこととしている。

つまり、生活保護法上の扶養の取扱いは、民法の規定により扶養が行なわれた時に、その援助された額を収入認定するという意味であり、実施機関に扶養の履行を強制する権限はない。

一方、生活保護の利用を考える者は、生活困窮に至る過程で扶養義務者との関係が疎遠となっている者が多い。また社会の扶養意識も変化していることから、扶養の履行を要請することが、要保護者の心理的負担となっている実情にある。

以上のことから、生活保護の実施にあたっては、要保護者に対し、扶養が保護適用の前提要件であるといった誤解を与えないよう、扶養の考え方、扶養調査の方法等について、的確に説明する必要がある。特に相談時に「扶養届」等の用紙を交付し、記入を義務付ける等の取扱いは行なってはならない。また、申請受理後に行なった扶養照会に対する回答が遅れていることを理由として、法定期間内の保護の決定を怠ってはならない。

(問4－2) 扶養義務調査について

扶養義務調査を実施するにあたっての基本的な考え方及び留意点について、示されたい。

扶養調査は問4－1の基本的考えを踏まえる必要があり、全扶養義務者に対して機械的に一律な文書照会を行うような取扱いを行わないこと。(別紙「扶養調査の流れ」参照) 扶養調査において、特に留意すべきことは以下のとおりである。

- 1 扶養能力調査(照会)は、扶養義務者として把握した者のうち、重点的扶養能力調査対象者(生活保持義務関係にある者。それ以外の親子関係にあり、扶養の期待可能性のある者。過去に扶養を受ける等特別の事情があり、扶養能力があると推測される者。)に対して行う。
- 2 扶養照会は、扶養履行の要請ではなく、扶養の意思(可否)の確認及び扶養可である場合の扶養の程度と方法を調査するものである。
- 3 扶養の内容は、金銭的な援助に限らず、被保護者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等の精神的な支援(金銭的な支援以外の間接的な支援)も含まれるものである。

(問 4－3) 扶養義務者の存否の確認

扶養義務者の存否の確認を行うに当たって、確認対象者の範囲、確認内容及び確認方法について示されたい。扶養義務調査を実施するにあたっての基本的な考え方及び留意点について、示されたい。

1 確認対象者の範囲

原則として、絶対的扶養義務者（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）を対象とする。

相対的扶養義務者（3親等内の親族）については、要保護者本人からの申告により、

①現に扶養を行っている者、②扶養義務の履行が期待される特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者がある場合にのみ、対象とする。

2 確認内容

上記1の範囲にある者について、氏名、生年月日、住所、要保護者との続柄、性別等を把握する。

3 確認方法

要保護者からの申告によることを基本とし、更に保護実施上の必要があるときのみ、戸籍謄本等により確認する。

*扶養義務の履行が期待される特別の事情 課長問答（第3のⅡの1）参照

(問 4－4) 扶養の期待可能性の検討

扶養義務者の存否の確認の後、扶養の期待可能性の検討を行うときの留意事項について示されたい。

扶養の期待可能性の検討は、要保護者の扶養義務者として把握された者について、その職業、収入、要保護者との経済的なつながり等を要保護者その他から聴取する等の方法によって扶養の期待可能性の有無を検討するものである。

その際、要保護者から扶養義務者に扶養能力がない旨の申立てがなされ、それが真実であることが推定され、かつ、その事情が妥当と判断される場合には、扶養照会を省略して差し支えない。ただし、当該扶養義務者が生活保持義務関係にある場合は、扶養照会を省略することなく、関係機関に対して照会する等、事情の確認に努めること。

なお、扶養照会を省略する場合でも、当該扶養義務者の職業、収入、家族構成等の生活の状況と扶養能力がないと判断した理由を記録しておくこと。

＊ 参考 [扶養照会を省略して差し支えない例]

ア 被保護者

イ 社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者

ウ 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者

エ 夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより

明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者

オ 所得税非課税者（無収入の主婦等）であることが明らかな者

カ 老親等で子等に扶養されている者

キ 未成年者

（問 4－5）要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者

扶養の可能性の検討にあたって、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者と判断できるのはどのような場合か。

都内の被保護世帯の実態に基づき、出身地や家族の元を離れ、就労等の理由により上京した後、長期間（10年間以上）音信不通となっている場合等は、個々の実状に応じて、扶養の期待可能性のない者として取り扱って差し支えない。

また、親族が都内近隣に居住する場合についても、生活困窮に至る過程で疎遠になっているような事例もあることから、過去1年以上の間、音信も含め全く交流関係が途絶えている場合は、同様に取り扱い差し支えない。

(問 4－6) 扶養照会又は関係機関等による扶養能力の調査

扶養の可能性の検討の結果、扶養照会等を行う必要があると判断された者に対して、調査・照会を行うときの方法、留意事項について示されたい。

扶養義務の取扱いは、生存権保障としての生活保護制度のあり方と国民一般の扶養の実態及び扶養意識とに深く関わっている。また、個々の扶養調査は、要保護者と重点的扶養能力調査対象者それぞれの個別的な関係を踏まえた上で、適切に行われなくてはならない。したがって、画一的、機械的な取扱いを避けるよう十分留意すること。

1 調査の方法

- (1) 管内の重点的扶養能力調査対象者については、原則として実地調査とする。
- (2) 管外の重点的扶養能力調査対象者については、原則として書面により照会する。
- (3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養の期待可能性のある扶養義務者に対しては、原則として書面により照会する。なお、実施機関の判断により、電話連絡により行っても差し支えない。

① 書面により照会する場合の取扱い

ア 回答期限を付して、照会する。

イ 期限までに回答がないときは、必要に応じて再度期限を付して、照会する。

ウ 更に、回答がないときは、必要に応じて居住地を所管する福祉事務所に書面をもって調査依頼を行うか、又は、その居住地の市町村長に照会する。

エ イ・ウの段階で扶養の意思がないと判断される場合はその旨を記録する。

② 重点的扶養能力調査対象者に直接照会を行うことが不適当な場合の取扱い

関係機関等に照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、必要に応じて居住地を所管する福祉事務所に書面をもって調査依頼を行うか、又は、その居住地の市町村長に照会する。

③ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者に直接照会を行うことが不適当な場合は、扶養の期待可能性がないものとする。

2 調査の内容

扶養義務者の世帯構成、職業、収入、課税所得、社会保険の加入状況、税法上の扶養控除及び家族手当の受給状況、他の扶養履行の状況

3 留意事項

① 扶養照会を行うことを事前に要保護者に説明し、了承を得ることが好ましい。

要保護者が希望する場合は、要保護者本人から当該扶養義務者に照会文書を渡す。

要保護者が扶養照会を強く拒否する場合は、理由を確認し、照会を一旦保留し理解を得る。

② 扶養調査又は照会は、扶養義務者から要保護者に対して扶養義務履行の意思があるか否かの確認であること。

③ 扶養親族が在住する地域を管轄する福祉事務所又は区市町村への調査依頼に当た

っては、その理由、経過等を事前に相手方に説明すること。

- ④ 扶養義務者から扶養する旨の回答を受理した場合には、被保護者に対して、現に扶養が行われていること及びその内容を確認し、収入申告書を徴した上で収入認定を行うこと。また、その後の履行状況についても、定期的に確認し、収入申告書を徴取すること。
- ⑤ 扶養届が未提出又は提出された扶養届の記載内容が不十分なため当該扶養義務者の生活の状況が把握できないときは、関係機関への照会等により、世帯構成、職業、収入、課税所得等について調査し、記録しておくこと。この場合、特に1親等の直系血族については再照会あるいは関係先への照会を行って、必要事項を把握しておくこと。
- ⑥ 生活保護の実施に当たっては、実際に扶養が行われた場合に、はじめてこれを被保護者の収入として取り扱うものである。また、扶養照会に対する回答が遅れた場合（未提出を含む）であっても、そのことを理由として、法定期間内に行なうべき保護の決定（開始若しくは却下）を遅滞させることはできない。
- ⑦ 扶養援助が行なわれないことのみをもって却下することはできず、真に求められるべき扶養の履行が実施されない場合には、別途、法第77条による費用の徴収手続を検討することになる。また、そのような場合であっても、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うべきものであること。

(別紙) 扶養能力調査の流れ

1 扶養義務者の存否の確認

対象者	A 配偶者・未成熟の子の親	B 直系血族（Aを除く）	C 兄弟姉妹
内容	・ 氏名、生年月日、住所、要保護者との続柄、性別等を把握する。		
方法	・ 要保護者からの申告によることを基本とし、婚姻関係、子供、親の存在の確認の必要がある場合のみ戸籍照会を行う。（Cについては長年音信不通の場合等は2①の扶養期待可能性がないことから、氏名等判明している範囲のみ把握、記録する。）		

2 扶養能力の調査

① 扶養の期待可能性の検討

方法	1により確認された扶養義務者について、要保護者その他から、それぞれの職業・収入、要保護者との経済的つながり等を聴取して扶養の期待可能性を検討する。 - 過去10年以上の間、全く交流関係が途絶えている者については、本人が照会を希望する場合を除き、扶養の期待可能性がない者として取り扱って差し支えない - 扶養の期待可能性がない者として取り扱うことができる者の例 - ア 被保護者 - イ 社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者 - ウ 要保護者の生活歴等から特別な事情があり、明らかに扶養が期待できない者（長期間音信不通となっている場合等） - エ 夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者 - オ 所得税非課税者（無収入の主婦等）であることが明らかな者 - カ 老親等で子等に扶養されている者 - キ 未成年者
----	---

② 扶養照会

対象者	A 配偶者・未成熟の子の親（生活保持義務関係にある者） 原則として扶養照会を行う。ただし、夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者については照会を保留する。
	B 直系血族（Aを除く） C 兄弟姉妹
方法	①により扶養の期待可能性があると判断された者に対してのみ照会する。 - 扶養照会を行うことを事前に要保護者に説明し、了承を得る。要保護者が希望する場合は、要保護者本人から当該扶養義務者に照会文書を渡す。要保護者が扶養照会を強く拒否する場合は、理由を確認し、照会を一旦保留し理解を得る。 - 要保護者の生活圏内に居住する扶養義務者に対しては、原則として実地に面接の上扶養照会を行う。 - その他の扶養義務者に対しては、原則として書面により照会する。

3 扶養履行の確認

- 扶養義務者からの「扶養届」のみをもって、収入認定を行わず、要保護者からの収入申告に基づき収入認定を行う。
- 扶養が継続されているか否か、収入申告に基づき定期的に確認する。

4 収入認定